

# 知っ得! 身近なベトナム税務

## アパートのレッドインボイス いる? いない?

### (第 3 回)

3 月は駐在員の引っ越しのシーズンのため、ミーティングや会食でアパートの話題がよく出ます。昔はサービスアパートメントに住む方が大半でしたが、5~6 年ほど前からホーチミン市でもサイゴンパールやマノーといった分譲マンションが増えており、そこに住む駐在員が多くなってきている印象を受けます。

分譲マンションの場合は多くのオーナーがベトナム人個人です。そうすると、所得税や付加価値税(VAT)を申告したくないという理由や、手続きが煩雑という理由で、家賃に対して公式領収書(通称レッドインボイス)を出してくれない物件も数多くあります。駐在員の家賃は通常会社から支払うため、レッドインボイスが出る物件から選ぶとしますが、レッドインボイスが出ない物件の方が割安感があり、VAT もかからないので、「本当にレッドインボイス取った方がいいんですか?」という相談を受けます。

そこで今回は、レッドインボイスを取るとどのくらい金額的にお得なのかを考察し、その疑問にお答えできればと思います。

### 家賃手当に関わる 3 つの税務ルール

まず、家賃手当に関して知っておいてほしい税務ルールが 3 つあります。

1 つ目は、家賃手当は手取り所得に加算されてしまうということです。多くの駐在員は、所得税は会社で負担するため、まずは手取り所得を計算し、それを課税所得にグロスアップ計算して税額を算出します。会社が負担した家賃手当は、グロスアップ計算前の手取り所得に加算されてしまいます。

2 つ目は 15%ルールです。家賃手当を除く課税所得の 15%の金額と、実際の家賃手当を比べ、小さいほうを所得税の計算に使うことが認められています。条件は、会社が直接家賃を払う(一旦駐在員個人に払わない)ことと、レッドインボイスを取得することです。高額所得者が安いアパートに住むケース以外は、このルールを適用すると所得税が安くなります。

3 つ目は少々理解に苦しむ制度ですが、レッドインボイスを取得したとしても、駐在員の家賃にかかる VAT は控除することができません。

#### 家賃手当に関わる 3 つの税務ルール

1. 賃手当は手取り所得に加算されてしまう
2. 15%ルール
3. なぜか VAT は控除できない

### レッドインボイス取得で大幅コスト減

レッドインボイスを取得する場合と無い場合で実際の程度のインパクトがあるのかを考察するため、家賃以外の手取り所得が 5,000 ドルの駐在員が 1,500 ドルのアパートに住む場合で計算してみました。

(1) 15%ルール適用による個人所得税の節税効果で、レッドインボイスを取ると個人所得税が 262 ドル安くなります(計算過程は少々複雑なため割愛します)

(2) VAT が控除できないため、レッドインボイスを取ると VAT の分 150 ドルのコスト増

(3) レッドインボイスを取ると家賃(VAT 含む)が税務上の費用として認められるため、会社の利益にかかる法人税が 363 ドル(1,650 ドルの 22%)安くなる

(1)~(3)を合計すると、レッドインボイスを取った方が 475 ドル(262・150 + 363)のコスト減となります。結構大きいですね。

### 理不尽な税務調査の犠牲になる可能性も注意

家賃のレッドインボイスを取っていないと、その家賃がオーナーに対する給与だとみなされ、税務調査で源泉所得税を追徴課税される事例が散見されます。理不尽な税務調査ですが、もしこれをやられると家賃の 10%の税金とその利息を過去に遡って課されるのでかなり高額になってしまいます。

今回計算した金額的なインパクトだけでなく、このような税務調査時のリスクを回避するためにも、やはりレッドインボイスは取得したほうが良いと言えます。

#### < 筆者紹介 >

實原 享之(じつはら たかゆき)

I G L O C A L パートナー。米国・ベトナム公認会計士。2009 年より I G L O C A L に入社し、ベトナム在住。趣味ゴルフ。